

# 規約

## 第1条（名称・所在地）

本会は、と称し、主たる事務所を  
におく。

## 第2条（目的）

本会は、の発展と住民福祉の  
向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

## 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

## 第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	名
幹事	名
会計責任者	1名
監事	名

## 第6条（役員の選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

## 第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額　円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

## 第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

## 第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

## 第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 附 則

本規約は、令和　年　月　日より実施する。